

伊達市社会福祉協議会 委員会規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人伊達市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第33条第3項の規定に基づき、本会の委員会の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 本会に次の委員会を設ける。

(1) 総務企画委員会

(2) 地域福祉推進委員会

2 前項に規定する委員会の所管する事項は、会長が別に定める。

(委員会の構成)

第3条 本会の理事は、会長の指示するところにより、前条第1項に規定するいずれかの委員会に属するものとする。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、委員の連携を密にし、所管する事項、会長が指示する事項及びその他必要な事項の研究協議等を行う。

2 委員会は、前項の事項を研究協議等後、必要に応じその都度会長に意見具申等できる。

(委員会の運営等)

第5条 委員会に、委員長1名及び副委員長1名を置く。

2 前項の役員は、委員会において選任し、その任期等は、本会定款第23条第1項及び第2項及び第3項を準用する。

3 委員会は、委員長が招集し、その運営等は委員会ごとにその都度定める。

(委員会の会議)

第6条 それぞれの委員会において共通する事項につき協議研究する必要があるときは、関係委員会の委員長と協議のうえ合同で会議を開催することができる。

2 委員会は、必要に応じ会長の承認を得て分科会等を設けることができる。

3 委員長は、特別の事情等を調査、研究及び協議等する必要が生じたとき、会長の承認を得て臨時の委員を置くことができる。この場合の処遇等の扱いは、必要の期間本会の理事相当とする。

(委 任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 5月27日から施行する。

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。